

表 障害支援に携わる専門職・機関 (表3-1【詳細版】)

■専門職

医師*	病気の診断と治療を行う
看護師*	傷病者や妊産婦の療養上の世話や診療の補助を行う 医療機関の他、訪問看護や福祉施設で働く
保健師*	乳幼児健診や妊産婦、新生児、障害のある人の訪問指導など保健活動を行う
教員*	学校で教育を行う 特別支援教育では特別支援学校・学級の教員や特別支援教育コーディネーター、養護教諭が中心的な役割を担う
社会福祉士*	身体・精神障害や環境上の理由で日常生活を営むのに支障がある人の福祉的な相談や支援(ソーシャルワーク)を行う 福祉領域の他、医療、教育領域で働く
精神保健福祉士*	精神障害の専門知識をもち、精神障害のある人などの福祉的な相談(ソーシャルワーク)を行う 精神科医療機関や精神保健福祉センター、福祉施設などで働く
介護福祉士*	身体・精神障害や環境上の理由で日常生活を営むのに支障がある人の介助を行う/ケアワーカー 福祉施設での支援や在宅支援を行う
社会福祉主事	福祉事務所現業員として任用される者に求められる任用資格
児童福祉司	児童相談所でソーシャルワークを行う人に求められる任用資格
児童心理司	児童相談所で心理支援を行う人に求められる任用資格
ホームヘルパー	在宅の障害のある人の住まいを訪問して、介助・家事援助サービスを行う
ガイドヘルパー	障害のある人の外出時の移動の介助を行う
保育士*	子どもの保育や保護者への指導を行う 保育所だけでなく障害児福祉や児童養護施設などの子ども支援の場で中核的な役割を担う

児童指導員	生活指導や家庭的な援助を行う/障害児福祉や児童養護施設などで働く
相談支援専門員	障害児相談支援や障害福祉サービスにおける相談支援(ケアマネジメント)を行う
障害者福祉施設指導専門員	障害者福祉サービスを提供する事業所で相談・助言、指導などを行う 日常生活の相談や指導を行う生活支援員、職業訓練を行う職業指導員、求職活動の支援や職場開拓等を行う就労支援員、作業を通じて必要な指導を行う作業指導員など
理学療法士*	PT; physical therapist: 身体障害のある人などに運動や温熱、電気、水、光線などを用いた理学療法を行う 医療機関の他、福祉、教育領域で働く
作業療法士*	OT; occupational therapist: 身体・精神障害のある人などに手芸、工作などを用いた作業療法を行う 医療機関の他、福祉、教育領域などで働く
言語聴覚士*	ST; speech-language-hearing therapist: 音声機能、言語機能、聴覚などに障害のある人に、言語訓練や検査などを行う 医療機関の他、福祉、教育領域などで働く
視能訓練士*	眼科の検査、健診、視能訓練、ロービジョンケアなどを行う
手話通訳士*	手話により聴覚障害のある人とその他の者の意思疎通を仲介する
義肢装具士*	四肢や体幹に障害のある人に、義肢や装具を製作する
障害者職業カウンセラー	障害者職業センターで、障害のある人への職業リハビリテーションや事業主に對する相談・援助を行う
心理職(公認心理師*, 臨床心理士等)	心理的支援を行う

■専門機関

保健医療	病院・診療所(クリニック)、保健所・保健センター、精神保健福祉センター、訪問看護事業所等
福祉	【福祉全般】福祉事務所、社会福祉協議会等 【子ども・女性に関する機関】児童相談所、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業所、障害児入所施設、保育所(保育園)、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、婦人保護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター、保育所等訪問支援事業所、放課後等デイサービス事業所、放課後児童クラブ(学童保育)、子育て世代包括支援センター等 【障害者に関する機関】生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、グループホーム(共同生活援助施設)、更生相談所(身体障害、知的障害)、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、発達障害者支援センター等 【貧困に関する機関】救護施設、自立支援センター等 【高齢者に関する機関】介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム(認知症対応型共同生活介護)、居宅介護支援事業所、老人デイサービスセンター、通所リハビリテーションセンター、地域包括支援センター、老人福祉センター、小規模多機能型居宅介護事業所等
教育	学校、幼稚園、教育相談所(室)、教育委員会、民間教育機関
司法	警察、裁判所、少年鑑別所、少年院、刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘留所)、保護観察所、更生保護施設
産業	公共職業安定所(ハローワーク)、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害者職業能力開発校、組織内外の健康管理・相談機関

(注) ※は国家資格。
(出所) 川村, 2019; WAM NET, n. d. b; 法務省 n. d.などを参照して作成。